

## 保育に欠ける事由の追加について

### 1. 現状

子どもを取り巻く環境は日々変化しており、当市においても核家族化や親の育児能力等を理由に適切な家庭保育を受けられていない児童が発生している。一方で、保育所の利用には子ども・子育て会議で承認された「保育に欠ける事由」が必要になるため、現状ではこういった子ども達が保育所での適切な保育が利用できない状態にある。

全ての子どもが、安全かつその年齢や家庭環境に合った適切な保育を提供される為に、保育所の利用についての条件を見直す必要があるため、子ども・子育て会議でお諮りいたします。

### 2. 「行政措置」による事由を追加

#### (1) 対象児童

- ①「保護者の育児能力が十分でないと認められる」「保護者が刑事罰・行政罰により当該保護者が、日中育児することが不適であると認められる」家庭等について、行政の判断で保育所に入所させることができる。

⇒これまで、保護者に「精神疾患」「虐待」が認められる等の事由により保育に欠ける要件としてきたが、子どもに被害が及ぶ前に安全を守ることを目的としている。

- ②主に乳幼児健診、全戸訪問で当該家庭を見つける。(検診、訪問を受けない家庭は要注意)

- ③要件の適用に際しては、児童相談所、保健師、子育て支援課相談担当の関わりが必要不可欠になってくる。(本人の申し出だけでは×)

#### (2) 両親の育児能力の向上

- ①この事由による家庭については、育児に関する講習会等の参加を義務付けるなど、家庭での保育が正常に実施できる支援を同時に実施する。

⇒ 育児に関する講習会は具体的な回数等を指定して、やるならちゃんとやる風潮を作っていかなければならない。